

# 定期預金規定集

## 青木信用金庫

### 目次

|                                   |        |
|-----------------------------------|--------|
| 期日指定定期預金規定 .....                  | - 1 -  |
| 自動継続期日指定定期預金規定 .....              | - 2 -  |
| 自由金利型定期預金(M型)規定(スーパー定期) .....     | - 4 -  |
| 自動継続自由金利型定期預金(M型)規定(スーパー定期) ..... | - 7 -  |
| 自由金利型定期預金規定(大口定期預金) .....         | - 10 - |
| 自動継続自由金利型定期預金規定(大口定期預金) .....     | - 12 - |
| 変動金利定期預金規定 .....                  | - 14 - |
| 自動継続変動金利定期預金規定 .....              | - 17 - |
| 通知預金規定(証書式限定) .....               | - 20 - |
| 定額複利預金規定(個人限定) .....              | - 21 - |
| 定期預金等共通規定 .....                   | - 23 - |

#### 〈定期預金通帳利率欄のご説明〉

通帳利率欄にはそれぞれ次の利率を表示します。

##### ※期日指定定期預金の場合

上段——2年以上利率

下段——2年未満利率

##### ※預入期間2年以上の定期預金の場合

上段——期間中の利率

下段——中間利払利率

但し、変動金利定期預金の場合、当初6か月間の利率を表示します。

この利率は以後6か月毎に変更します。

## 期日指定定期預金規定

＜非自動継続型＞

### 1. (預金の支払時期等)

- (1) 期日指定定期預金(以下「この預金」といいます。)は、満期日以後に利息とともに支払います。
- (2) 満期日は、この預金の全部または一部について預入日の1年後の応当日(通帳記載の据置期間満了日)から通帳記載の最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは、当店にその1か月前までに通知をしてください。この預金の一部について満期日を定めるときは、1万円以上の金額で指定してください。
- (3) 満期日の指定がないときは、最長預入期限を満期日とします。
- (4) 指定された満期日から1ヵ月経過しても解約されなかったときは、満期日の指定はなかったものとします。指定された満期日から1か月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。

### 2. (利息)

- (1) この預金の利息は、解約時に預入日から満期日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。
  - ① 1年以上2年未満…通帳記載の「2年未満」の利率
  - ② 2年以上通帳記載の「2年以上」の利率(以下「2年以上利率」といいます。)
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金を定期預金等共通規定第4条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。
  - ① 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
  - ② 6か月以上1年未満……………2年以上利率×40%
  - ③ 1年以上1年6か月未満…2年以上利率×50%
  - ④ 1年6か月以上2年未満…2年以上利率×60%
  - ⑤ 2年以上2年6か月未満…2年以上利率×70%
  - ⑥ 2年6か月以上3年未満…2年以上利率×90%
- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

この他、巻末の「定期預金等共通規定」を参照ください。

以 上

## 自動継続期日指定定期預金規定

### <自動継続型>

#### 1. (自動継続)

- (1) 自動継続期日指定定期預金(以下「この預金」といいます。)は、通帳記載の最長預入期限に自動的に期日指定定期預金として継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率とします。ただしこの預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、最長預入期限(継続をしたときはその最長預入期限)までにその旨を当店に申出てください。

#### 2. (預金の支払時期等)

- (1) この預金は、次に定める満期日以後に支払います。

##### ①満期日の指定があったときは、指定された日を満期日とします。

満期日は、この預金の全部または一部について預入日の1年後の応当日(通帳記載の据置期間満了日。継続をしたときはその継続日の1年後の応当日)から最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。

満期日を指定するときは、当店にその1か月前までに通知をしてください。この預金の一部について満期日を定めるときは、1万円以上の金額で指定してください。

##### ②継続停止の申出があり満期日の指定がないとき(次項により満期日の指定はなかったものとしたときを含みます。)は、最長預入期限を満期日とします。継続停止の申出があった後、この預金の一部が解約されたときの残りの金額について満期日の指定のないときも同様とします。

- (2) 指定された満期日から1か月経過しても解約されなかったときは、満期日の指定はなかったものとします。指定された満期日から1か月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。
- (3) 継続停止の申出のない場合、この預金の一部が解約されたときはその残りの金額について、また、前項により満期日の指定がなかったものとされたときは預金の全部について、引続き自動継続の取扱いをします。

#### 3. (利息)

- (1) この預金の利息は、継続日(解約するときは解約時)に預入日から最長預入期限(解約するときは満期日)の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算します。

- ①1 年以上 2 年未満…通帳記載の「2 年未満」の利率
- ②2 年以上……………通帳記載の「2 年以上」の利率(以下「2 年以上利率」といいます。)
- (2)継続後の預金の利息についても前項と同様の方法で計算します。
- (3)継続をする場合の利息は、あらかじめ指定された方法によって継続日に指定口座へ入金または元金に組入れます。
- (4)指定された満期日から 1 か月以内に解約する場合または継続を停止した場合の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (5) この預金を定期預金等共通規定第 4 条第 1 項により満期日前に解約する場合には、その利息は預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第 4 位以下は切捨てます。)によって 1 年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。
  - ①6 か月未満……………解約日における普通預金の利率
  - ②6 か月以上 1 年未満……………2 年以上利率×40%
  - ③1 年以上 1 年 6 か月未満…2 年以上利率×50%
  - ④1 年 6 か月以上 2 年未満…2 年以上利率×60%
  - ⑤2 年以上 2 年 6 か月未満…2 年以上利率×70%
  - ⑥2 年 6 か月以上 3 年未満…2 年以上利率×90%
- (6)この預金の付利単位は 1 円とし、1 年を 365 日として日割で計算します。

この他、巻末の「定期預金等共通規定」を参照ください。

以 上

## 自由金利型定期預金(M型)規定(スーパー定期)

### <非自動継続型>

#### 1. (預金の支払時期)

自由金利型定期預金(M型)(以下「この預金」といいます。)は、通帳記載の満期日以後に利息とともに支払います。

#### 2. (利息)

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」といいます。)および通帳記載の利率(以下「約定利率」といいます。)によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

- ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳記載の中間利払利率によって計算した中間利払額(以下「中間払利息」といいます。)を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金(以下「自由金利型2年定期預金(M型)」)といいますが、)に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。

- A. 現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。
- B. 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。
- C. 定期預金とする場合には、中間利払日にその自由金利型2年定期預金(M型)と満期日を同一にするこの預金(以下「中間利息定期預金」といいます。)とし、中間利息定期預金の利率は、中間利払日における当金庫所定の利率を適用します。

- ② 預入日の3年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金の利息は、前記①にかかわらず約定日数および約定利率によって6か月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

- ③ 中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金を定期預金等共通規定第4条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日から解約日の前日までの日数

について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算(預入日の3年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金については6か月複利の方法)し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。

①預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A. 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上1年未満…約定利率×50%
- C. 1年以上3年未満……………約定利率×70%

②預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A. 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上1年未満……………約定利率×40%
- C. 1年以上1年6か月未満…約定利率×50%
- D. 1年6か月以上2年未満……………約定利率×60%
- E. 2年以上2年6か月未満…約定利率×70%
- F. 2年6か月以上4年未満…約定利率×90%

③預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A. 6か月未満…解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上1年未満……………約定利率×40%
- C. 1年以上1年6か月未満…約定利率×50%
- D. 1年6か月以上2年未満…約定利率×60%
- E. 2年以上2年6か月未満…約定利率×70%
- F. 2年6か月以上3年未満…約定利率×80%
- G. 3年以上5年未満……………約定利率×90%

④預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- A. 6か月未満…解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上1年未満……………約定利率×30%
- C. 1年以上1年6か月未満…約定利率×40%
- D. 1年6か月以上2年未満…約定利率×50%
- E. 2年以上2年6か月未満…約定利率×60%
- F. 2年6か月以上3年未満…約定利率×70%
- G. 3年以上4年未満……………約定利率×80%
- H. 4年以上5年未満……………約定利率×90%

(4) この預金の付利単位は 1 円とし、1 年を 365 日として日割で計算します。

3. (中間利息定期預金)

(1) 中間利息定期預金の利息については、前記 2. の規定を準用します。

(2) 中間利息定期預金については、次により取扱います。

① 中間利息定期預金の内容については別途に通知します。なお、印鑑はこの預金の届出  
印鑑を兼用します。

② 中間利息定期預金をこの預金とともに解約もしくは書替継続するときは、当金庫所定  
の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。

この他、巻末の「定期預金等共通規定」を参照ください。

以 上

## 自動継続自由金利型定期預金(M型)規定(スーパー定期)

### <自動継続型>

#### 1. (自動継続)

- (1) 自動継続自由金利型定期預金(M型)(以下「この預金」といいます。)は、通帳記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金(M型)に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は継続日における当金庫所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日(継続をしたときはその満期日)までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

#### 2. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日(継続をしたときはその継続日。以下、2. (1)および(2)において同じです。)から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」といいます。)および通帳記載の利率(継続後の預金については前記 1. (2)の利率。以下これらを「約定利率」といいます。)によって計算し、満期日に支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

- ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳記載の中間利払利率(継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算した中間利払額(以下「中間払利息」といいます。)を利息の一部として、各中間利払日に支払います。

なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金(以下「自動継続自由金利型2年定期預金(M型)」)とします。に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。

- ② 預入日の3年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金の利息は、前記①にかかわらず約定日数および約定利率によって6か月複利の方法で計算し、満期日に支払います。
- ③ 中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差引いた利息の残額(以下「満期払利息」といいます。)は満期日に支払います。

- (2) この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。

- ① 預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金および預入日の3年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金の利息は、あらかじめ指定された

方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

- ②自動継続自由金利型 2 年定期預金(M 型)の中間払利息および満期払利息は、あらかじめ指定された方法により次のとおり取扱います。

A. 預金口座へ振替える場合には、中間利払日および満期日に指定口座へ入金します。

B. 中間払利息を定期預金とする場合には、中間利払日にその自動継続自由金利型 2 年定期預金(M 型)と満期日を同一にする自由金利型定期預金(M 型)(以下「中間利息定期預金」といいます。)とし、その利率は、中間利払日における当金庫所定の利率を適用します。

満期払利息は満期日に元金に組入れ、中間利息定期預金の元利金とともに合計して自動継続自由金利型 2 年定期預金(M 型)に継続します。

- ③預入日の 2 年後の応当日の翌日から預入日の 5 年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座に入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

- ④利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。

- (3)継続を停止した場合のこの預金の利息(中間払利息は除きます。)は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

- (4) この預金を定期預金等共通規定第 4 条第 1 項により満期日前に解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日(継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第 4 位以下は切捨てます。)によって計算(預入日の 3 年後の応当日から預入日の 5 年後の応当日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金については 6 か月複利の方法)し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。

- ①預入日の 1 か月後の応当日から預入日の 3 年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A. 6 か月未満……………解約日における普通預金の利率

B. 6 か月以上 1 年未満…約定利率×50%

C. 1 年以上 3 年未満……約定利率×70%

- ②預入日の 3 年後の応当日から預入日の 4 年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A. 6 か月未満……………解約日における普通預金の利率
- B. 6 か月以上 1 年未満……………約定利率×40%
- C. 1 年以上 1 年 6 か月未満…約定利率×50%
- D. 1 年 6 か月以上 2 年未満…約定利率×60%
- E. 2 年以上 2 年 6 か月未満…約定利率×70%
- F. 2 年 6 か月以上 4 年未満…約定利率×90%

③預入日の 4 年後の応当日から預入日の 5 年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A. 6 か月未満……………解約日における普通預金の利率
- B. 6 か月以上 1 年未満……………約定利率×40%
- C. 1 年以上 1 年 6 か月未満…約定利率×50%
- D. 1 年 6 か月以上 2 年未満…約定利率×60%
- E. 2 年以上 2 年 6 か月未満…約定利率×70%
- F. 2 年 6 か月以上 3 年未満…約定利率×80%
- G. 3 年以上 5 年未満……………約定利率×90%

④預入日の 5 年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- A. 6 か月未満……………解約日における普通預金の利率
- B. 6 か月以上 1 年未満……………約定利率×30%
- C. 1 年以上 1 年 6 か月未満…約定利率×40%
- D. 1 年 6 か月以上 2 年未満…約定利率×50%
- E. 2 年以上 2 年 6 か月未満…約定利率×60%
- F. 2 年 6 か月以上 3 年未満…約定利率×70%
- G. 3 年以上 4 年未満……………約定利率×80%
- H. 4 年以上 5 年未満……………約定利率×90%

(5) この預金の付利単位は 1 円とし、1 年を 365 日として日割で計算します。

### 3. (中間利息定期預金)

(1) 中間利息定期預金の利息については、前記 2. の規定を準用します。

(2) 中間利息定期預金については、次により取扱います。

- ① 中間利息定期預金の内容については別途に通知します。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。
- ② 中間利息定期預金をこの預金とともに解約もしくは書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。

この他、巻末の「定期預金等共通規定」を参照ください。

以 上

## 自由金利型定期預金規定（大口定期預金）

### <非自動継続型>

#### 1. (預金の支払時期)

自由金利型定期預金(以下「この預金」といいます。)は、通帳記載の満期日以後に利息とともに支払います。

#### 2. (利息)

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」といいます。)および通帳記載の利率(以下「約定利率」といいます。)によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳記載の中間利払利率によって計算した中間利払額(以下「中間払利息」といいます。)を利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

A. 現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。

B. 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

② 中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金を定期預金等共通規定第4条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日から解約日の前日までの日数(以下「預入日数」といいます。)について次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。

① 預入日の1ヵ月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のA、BおよびC(BおよびCの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち最も低い利率。

A. 解約日における普通預金の利率

B. 約定利率－約定利率×30%

$$\text{C. 約定利率} - \frac{(\text{基準金利} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$$

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当金庫所定の利率をいいます。

- ②預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合には、次のAおよびBの算式により計算した利率(小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、いずれか低い利率。

$$\text{A. 約定利率} - \text{約定利率} \times 30\%$$

$$\text{B. 約定利率} - \frac{(\text{基準金利} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$$

- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

この他、巻末の「定期預金等共通規定」を参照ください。

以 上

## 自動継続自由金利型定期預金規定(大口定期預金)

### <自動継続型>

#### 1. (自動継続)

- (1) 自動継続自由金利型定期預金(以下「この預金」といいます。)は、通帳記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日(継続をしたときはその満期日)までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

#### 2. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日(継続をしたときはその継続日。以下、2. (1)および(2)において同じです。)から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」といいます。)および通帳記載の利率(継続後の預金については前記 1. (2)の利率。以下これらを「約定利率」といいます。)によって計算し、満期日に支払います。

ただし、預入日の 2 年後の応当日から預入日の 5 年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは、次によります。

- ① 預入日から満期日の 1 年前の応当日までの間に到来する預入日の 1 年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳記載の中間利払利率(継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に 70%を乗じた利率。ただし、小数点第 4 位以下は切捨てます。)によって計算した中間利払額(以下「中間払利息」といいます。)を利息の一部として、各中間利払日に支払います。
  - ② 中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差引いた利息の残額(以下「満期払利息」といいます。)は、満期日に支払います。
- (2) この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。
    - ① 預入日の 1 か月後の応当日から預入日の 2 年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
    - ② 預入日の 2 年後の応当日から預入日の 5 年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座に入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
    - ③ 利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出

の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。

- (3) 継続を停止した場合のこの預金の利息(中間払利息を除きます。)は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

- (4) この預金を定期預金等共通規定第4条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数(以下「預入日数」といいます。)について次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。

- ① 預入日の1ヵ月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のA、BおよびC(BおよびCの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、最も低い利率。

A. 解約日における普通預金の利率

B. 約定利率－約定利率×30%

(基準金利－約定利率) × (約定日数－預入日数)

C. 約定利率－  $\frac{\text{期限前解約利息}}{\text{預入日数}}$

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を通帳記載の満期日(継続をしたときはその満期日)まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当金庫所定の利率をいいます。

- ② 預入日の1ヵ月後の応当日以後に解約する場合には、次のAおよびBの算式により計算した利率(小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、いずれか低い利率。

A. 約定利率－約定利率×30%

(基準金利－約定利率) × (約定日数－預入日数)

B. 約定利率－  $\frac{\text{期限前解約利息}}{\text{預入日数}}$

- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

この他、巻末の「定期預金等共通規定」を参照ください。

以 上

## 変動金利定期預金規定

### <非自動継続型>

#### 1. (預金の支払時期)

変動金利定期預金(以下「この預金」といいます。)は、通帳記載の満期日以後に利息とともに支払います。

#### 2. (利率の変更)

この預金の利率は、預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の 6 か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日としその 6 か月後の応当日を満期日とする預入金額に応じた自由金利型定期預金(M 型)(ただし、自由金利型定期預金の預入最低金額以上のこの預金については自由金利型定期預金)の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当金庫所定の利率を加える方式により算定するものとします。

#### 3. (利息)

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。

① 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の 6 か月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数(以下「中間利払日数」といいます。)および通帳記載の中間利払利率(前記 2. により利率を変更したときは、変更後の利率に 70% を乗じた利率。ただし、小数点第 4 位以下は切捨てます。)によって計算した中間利払額(以下「中間払利息」といいます。)を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

A. 現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。

B. 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

② 中間利払日数および通帳記載の利率(前記 2. により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。)によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差引いた残額を、満期日以後にこの預金とともに支払います。

③ 預入日の 3 年後の応当日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金の利息は、前記①②にかかわらず、預入日から満期日の前日までの日数および約定利率によって 6 か月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金を定期預金等共通規定第4条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。

①預入日の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

②預入日の6ヵ月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算した金額の合計額(以下「期限前解約利息」といいます。)を、この預金とともに支払います。

この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)との差額を清算します。

A. 預入日の1年後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

a. 6か月以上1年未満……………約定利率×50%

b. 1年以上3年未満……………約定利率×70%

B. 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

a. 6か月以上1年未満……………約定利率×40%

b. 1年以上1年6か月未満…約定利率×50%

c. 1年6か月以上2年未満…約定利率×60%

d. 2年以上2年6か月未満…約定利率×70%

e. 2年6か月以上3年未満…約定利率×90%

③預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金を複利型とした場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

a. 6か月未満……………解約日における普通預金の利率

b. 6か月以上1年未満……………約定利率×40%

c. 1年以上1年6か月未満…約定利率×50%

d. 1年6か月以上2年未満…約定利率×60%

e. 2年以上2年6か月未満…約定利率×70%

f. 2年6か月以上3年未満…約定利率×90%

(4) この預金の付利単位は 1 円とし、1 年を 365 日として日割で計算します。

この他、巻末の「定期預金等共通規定」を参照ください。

以 上

## 自動継続変動金利定期預金規定

### <自動継続型>

#### 1. (自動継続)

- (1) 自動継続変動金利定期預金(以下「この預金」といいます。)は、通帳記載の満期日に前回と同一の期間の変動金利定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日を預入日としその 6 か月後の応当日を満期日とする預入金額に応じた自由金利型定期預金(M 型)(ただし、自由金利型定期預金の預入最低金額以上のこの預金については自由金利型定期預金)の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた継続日における当金庫所定の利率を加える方式により算定するものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日(継続をしたときはその満期日)までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

#### 2. (利率の変更)

この預金の利率は、預入日(継続をしたときはその継続日。2. および 3. (1)において同じです。)から満期日の前日までの間に到来する預入日の 6 か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日としその 6 か月後の応当日を満期日とする預入金額に応じた自由金利型定期預金(M 型)(ただし、自由金利型定期預金の預入最低金額以上のこの預金については自由金利型定期預金)の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当金庫所定の利率を加える方式により算定するものとします。

#### 3. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。
  - ① 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の 6 か月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数(以下「中間利払日数」といいます。)および通帳記載の中間利払利率(前記 2 により利率を変更したときは、変更後の利率に 70%を乗じた利率。継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に 70%を乗じた利率。ただし、小数点第 4 位以下は切捨てます。)によって計算した中間利払額(以下「中間払利息」といいます。)を、利息の一部として、各中間利払日に指定口座へ入金します。
  - ② 中間利払日数および通帳記載の利率(前記 2. により利率を変更したときは、変更後の利率。継続後の預金については前記 1. (2)の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。)によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日ま

での日数および約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差引いた残額を、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

③預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金の利息は、前記①②にかかわらず預入日から満期日の前日までの日数および約定利率によって6か月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。

④利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。

(2)継続を停止した場合のこの預金の利息(中間払利息を除きます。)は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

(3) この預金を定期預金等共通規定第4条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。

①預入日(継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。)の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

②預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下切捨てます。)によって計算した金額の合計額(以下「期限前解約利息」といいます。)を、この預金とともに支払います。

この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)との差額を清算します。

A. 預入日の1年後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

a. 6か月以上1年未満……約定利率×50%

b. 1年以上3年未満……約定利率×70%

B. 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

a. 6か月以上1年未満……約定利率×40%

b. 1年以上1年6か月未満…約定利率×50%

c. 1年6か月以上2年未満…約定利率×60%

d. 2年以上2年6か月未満…約定利率×70%

e. 2 年 6 か月以上 3 年未満…約定利率×90%

③預入日の 3 年後の応当日を満期日としたこの預金を複利型とした場合には、その利息は預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第 4 位以下は切捨てます。）によって 6 か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

a. 6 か月未満……………解約日における普通預金の利率

b. 6 か月以上 1 年未満……………約定利率×40%

c. 1 年以上 1 年 6 か月未満…約定利率×50%

d. 1 年 6 か月以上 2 年未満…約定利率×60%

e. 2 年以上 2 年 6 か月未満…約定利率×70%

f. 2 年 6 か月以上 3 年未満…約定利率×90%

④この預金の付利単位は 1 円とし、1 年を 365 日として日割で計算します。

この他、巻末の「定期預金等共通規定」を参照ください。

以 上

## 通知預金規定（証書式限定）

### 1.（預金の支払時期等）

- (1)通知預金(以下「この預金」といいます。)は、預入日から7日間の据置期間経過後に利息とともに支払います。
- (2)この預金の解約にあたっては、解約する日の2日前までに通知を必要とします。

### 2.（利息）

- (1)この預金の利息は、預入日から解約日の前日までの日数について店頭に表示する毎日の通知預金の利率によって計算します。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。
- (2)この預金を据置期間中に解約する場合、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3)この預金の付利単位は1,000円とします。

この他、「定期預金等共通規定」を参照ください。

以 上

## 定額複利預金規定（個人限定）

### 1. (預金の支払時期等)

- (1) 定額複利預金以下「この預金」といいます。）は、預金の全部または一部について預入日の6か月後の応当日以後の任意の日に利息とともに支払います。
- (2) 前記(1)による預金(一部支払いをしたときはその支払い後の預金残金。以下同様とします。)の一部支払いは、預入日の6か月後の応当日から預金証書(または通帳)記載の最長預入期限までの間に、1万円以上の金額で請求してください。

### 2. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日から支払日(最長預入期限以後に支払う場合には最長預入期限)の前日までの日数および次の預入期間に応じた金額階層別(300万円未満または300万円以上)の利率によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。  
ただし、一部支払いをする場合のこの預金の利息は、一部支払いをする元金部分について、預入日から一部支払い日の前日までの日数および次の預入期間に応じた金額階層別(一部支払い時の元金金額が300万円未満または300万円以上)の利率によって、6か月複利の方法により計算し、一部支払いする元金とともに支払います。

|              |            |
|--------------|------------|
| ①6ヵ月以上1年未満   | 「6ヵ月以上」の利率 |
| ②1年以上1年6ヵ月未満 | 「1年以上」の利率  |
| ③1年6ヵ月以上2年未満 | 「1年以上」の利率  |
| ④2年以上2年6ヵ月未満 | 「2年以上」の利率  |
| ⑤2年6ヵ月以上3年未満 | 「2年以上」の利率  |
| ⑥3年以上3年6ヵ月未満 | 「3年以上」の利率  |
| ⑦3年6ヵ月以上4年未満 | 「3年以上」の利率  |
| ⑧4年以上4年6ヵ月未満 | 「4年以上」の利率  |
| ⑨4年6ヵ月以上5年未満 | 「4年以上」の利率  |
| ⑩5年          | 「5年」の利率    |
- (2) この預金の預入日において、元金金額が300万円以上の場合でも、一部支払いによりその元金金額が300万円未満となった場合には、その日から300万円未満の金額階層別利率を適用します。
- (3) この預金の最長預入期限以後の利息は、最長預入期限から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (4) この預金を定期預金等共通規定第4条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(5)この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

この他、「定期預金等共通規定」を参照ください。

以 上

## 定期預金等共通規定

### 1. (本規定の適用範囲)

(1) 本規定は、期日指定定期預金、自由金利型定期預金（M 型）、自由金利型定期預金、変動金利定期預金、定額複利預金、通知預金に共通して適用されます。

ただし、個別の預金取引規定に別途定めがある場合は、その規定が適用されます。

(2) 本規定では、前項各預金については単に「預金」と表記します。

### 2. (証券類の受入れ)

(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。

(2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、当店で返却します。

### 3. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金は、後記第 4 条第 5 項第 1 号 A から F および第 2 号 A から E のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第 4 条第 5 項第 1 号 A から F または第 2 号 A から E の一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

### 4. (預金の解約、書替継続)

(1) この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。

(2) この預金を解約または書替継続するとき証書によるものは、証書裏面の受取欄に届出の印章により記名押印して当店に提出してください。通帳によるものは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当店に提出してください。

(3) 前 2 項の解約または書替継続の手續に加え、当該預金の支払いを受けることについて正当な権限を有することを確認するため本人確認書類の提示等の手續を求められます。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは支払いを行いません。

(4) 期日指定定期預金および定額複利預金の一部について解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当店に提出してください。

(5) 次の各号の一にでも該当する場合には、当金庫は預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。

① 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

A. 暴力団

- B. 暴力団員
- C. 暴力団準構成員
- D. 暴力団関係企業
- E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- F. その他前 A から E に準ずる者

②預金者が、自らまたは第三者を利用して次の A から E に該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
- E. その他前 A から D に準ずる行為

5. (届出事項の変更、証書・通帳の再発行等)

- (1) 個人のこの預金の取引において、証書・通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (2) 前項の印章、名称、住所その他届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当金庫に過失がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。
- (3) 個人以外のこの預金の取引において、証書・通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (4) 証書・通帳または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは証書・通帳の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (5) 証書・通帳を再発行(汚損等による再発行を含みます。) する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。

6. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合にも同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任が

なされている場合にも、前2項と同様に、直ちに普面によって届出てください。

(4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。

(5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

#### 7. (印鑑照合)

証書または払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

なお、個人のこの預金の取引において、預金者は、盗取された通帳を用いて行われた不正な支払いの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

#### 8. (盗難通帳による支払い等)

(1) 個人のこの預金の取引において、盗取された証書・通帳を用いて行われた不正な支払い(以下、本条において「当該支払い」といいます。)については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当金庫に対して当該支払いの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。

- ① 証書・通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること
- ② 当金庫の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
- ③ 当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

(2) 前項の請求がなされた場合、当該支払いが預金者の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日(ただし、当金庫に通知することができないやむをえない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた支払いの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額以下「補てん対象額」といいます。)を前条本文にかかわらず補てんするものとします。

ただし、当該支払いが行われたことについて、当金庫が善意無過失であることおよび預金者に過失(重過失を除く)があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

(3) 前2項の規定は、第1項にかかる当金庫への通知が、証書・通帳が盗取された日(証書・通帳が盗取された日が明らかでないときは、盗取された証書・通帳を用いて行われた不正な預金支払いが最初に行われた日。)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

(4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合に

は、当金庫は補てんしません。

①当該支払いが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること

A. 当該支払いが預金者の重大な過失により行われたこと

B. 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと

C. 預金者が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと

②証書・通帳の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じまたはこれに付随して行われたこと

(5) 当金庫が当該預金について預金者に支払いを行っている場合には、この支払いを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該支払いを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

(6) 当金庫が第2項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った額の限度において、当該預金にかかる支払請求権は消滅します。

(7) 当金庫が第2項の規定により補てんを行ったときは、当金庫は、当該補てんを行った額の限度において、盗取された証書・通帳により不正な支払いを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

#### 9. (譲渡、質入れの禁止)

(1) この預金および証書・通帳は、譲渡または質入れすることはできません。

(2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

#### 10. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1) 定期預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。

なお、定期預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

①相殺通知は書面によるものとします。通帳は届出印を押印した払戻請求書とともに通知と同時に当金庫に提出してください。

- ②複数の借入金等の債務(預金者の当金庫に対する債務、第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人になっているもの)がある場合には充当の順序方法を指定してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺されるものとします。当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には、預金者の保証債務から相殺されるものとします。
- ③前号の充当の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。
- ④第2号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3)第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
- ①この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
- ②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。
- (4)第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5)第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

#### 11. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当金庫は、この預金について、当金庫ウェブサイトに掲げる「休眠預金等のお取り扱いについて」に定める事由を民間公益活動等を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(以下「休眠預金等活用法」という。)にもとづく異動事由として取り扱います。

#### 12. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- (1)この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
- ①当金庫ウェブサイトに掲げる「休眠預金等のお取り扱いについて」に定める異動が最後にあった日
- ②将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日

- ③当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。)に限ります。
- ④この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2)第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
- ①預入期間、計算期間または償還期間の末日(自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日)
- ②初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと／当該事由が生じた期間の満期日
- A. 異動事由(当金庫ウェブサイトにおいて「異動事由」として掲げる事由をいいます。)
- B. 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。
- ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。)に限ります。
- ③総合口座取引規定にもとづく他の預金について、当該他の預金等に係る債権の行使が期待される事由が生じたこと／他の預金に係る最終異動日等

### 13. (休眠預金等代替金に関する取扱い)

- (1)この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2)前項の場合、預金者等は、当金庫を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当金庫が承諾したときは、預金者は、当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替債権の支払を受けることができます。
- (3)預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当金庫に委任します。
- ①この預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当金庫からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの(利子の支払いに係るものを除きます。)が生じたこと

- ②この預金について、手形または小切手の提示その他第三者による債権の支払の請求が生じたこと(当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。)
  - ③この預金に係る休眠預金等代替金の支払を債権の目的とする強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を含みます。)が行われたこと
  - ④この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと
- (4)当金庫は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
- ①当金庫がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
  - ②この預金について第3項第2号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること
  - ③前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法により支払うこと

#### 14. (規定の変更等)

- (1)この規定の各条項その他条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページその他相当の方法で変更内容及び変更日を公表することにより、変更できるものとします。
- (2)前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上